

2021年9月19日

福岡高等裁判所 御中

裁判長裁判官 森富義明 様

裁判官 佐藤拓海 様

裁判官 伊賀和幸 様

言論の自由と知る権利を守る長崎市民の会

代表 南 輝久

長崎市大黒町4-16 長崎自治労会館3F

市民運動ネットワーク長崎内

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件への

公正な判決を求めます

長崎県と佐世保市が建設を進めている川棚町の石木ダムは、佐世保市の水不足解消という利水目的でも、川棚川の洪水防止という治水目的でも、今やその必要性を全く失っています。ダム建設によって得られる「公益」が極めて限られるのに対し、先祖代々営々と築き上げてきた土地と暮らしを奪われる住民たちの失うもの、そしてそのために投じられる公金と時間はあまりにも大き過ぎるのです。県は、納得いく説明と対話を求める反対住民の声を事実上振り切って、9月8日に「本体工事」を始めました。このまま、2025年度の事業完了を目指して工事を推し進めると、13世帯約50人の住民は憲法に保障された自らの生活権・人権を守るため、代執行に対して全生存を懸けて抗わざるを得なくなるでしょう。全国でもかつて例のない重大な事態が起きるのです。住民の最後の拠り所は司法です。どうか、裁判官の皆様が事実を見極めた公正な判決を下されるよう切に望みます。

2021年8月13、14日、石木川流域に総雨量1029mmという記録的な大雨が降りましたが、川棚川下流の水位には十分な余裕があり、石木ダムは不要だということがあらためて浮き彫りになりました。既に川棚川は氾濫が起きない程度に改修されているのです。最近では気候変動に伴う災害に対して、必ずしもダムに頼らず多様な対策を講じる「流域治水」の考え方も広がりつつあります。半世紀前に計画された石木ダム事業は、一日も早く見直されるべきです。